

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 副知事等の給与の臨時特例に関する条例 .....	福利・給与課	1頁
○ 三重県総合博物館条例 .....	社会教育・文化財保護課	3頁

### お 知 ら せ

平成25年 6月28日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

副知事等の給与の臨時特例に関する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 三重県条例第六十一号

##### 副知事等の給与の臨時特例に関する条例

###### (目的)

第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで  
の間（以下「特例期間」という。）において、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員  
の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。

###### (副知事の給料の額の特例)

第二条 特例期間においては、副知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和三十五  
年三重県条例第五十三号）第一条の規定にかかわらず、同条の副知事の月額から、その百分の十五に相当する  
額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額、同条の規定によ  
る額とする。

###### (教育長の給料の額の特例)

第三条 特例期間においては、教育長の給料の額は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三  
年三重県条例第六号）第二条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相  
当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規  
定により定められる額とする。

###### (常勤の監査委員の給料の額の特例)

第四条 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の額は、識見を有する者のうちから選任された監査委員の  
給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定めら  
れる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定  
についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

###### (公営企業管理者の給料の額の特例)

第五条 特例期間においては、公営企業管理者の給料の額は、公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十  
一年三重県条例第五十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十  
に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条  
の規定により定められる額とする。

###### (職員の給料及び管理職手当の月額の特例)

第六条 特例期間においては、職員（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職

員の給与条例」という。)第二条に規定する職員、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。)第二条第一項に規定する職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「企業庁企業職員の給与条例」という。)第一条に規定する職員、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」という。)第一条に規定する職員、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十七年三重県条例第一号。以下「現業職員の給与条例」という。)第一条に規定する現業職員及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十七年三重県条例第二号。以下「県立高等学校等の現業職員の給与条例」という。)第一条に規定する現業職員をいう。以下同じ。)の給料の月額を、職員の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号。以下「平成十八年改正職員給与条例」という。)附則第八項から第十項まで、公立学校職員の給与条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正公立学校職員給与条例」という。)附則第七項から第九項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、現業職員の給与条例、県立高等学校等の現業職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号。次条において「職員勤務時間条例」という。)第十六条第三項、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。次条において「公立学校職員勤務時間条例」という。)第十六条第三項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。)第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第四条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年三重県条例第三十六号。次条において「職員懲戒条例」という。)第四条並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。)第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十五条まで及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額(当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

一 職員の給与条例第六条の二に規定する特定職員 百分の十

二 職員の給与条例第二十一条第二項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)であつて、職員の給与条例第六条第一項第一号の行政職給料表(以下この号及び第五号において「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもののうち前号に掲げる職員以外のもの 百分の九・五

三 特定管理職員のうち前二号に掲げる職員以外の職員 百分の八

四 職員の給与条例第十七条、公立学校職員の給与条例第二十二條の二、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四条の規定により管理職手当を支給される職員のうち前二号に掲げる職員以外の職員 百分の七・五

五 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもののうち前各号に掲げる職員以外のもの 百分の五・九

六 前各号に掲げる職員以外の職員 百分の三・九

2 特例期間においては、職員の給与条例第十七条、公立学校職員の給与条例第二十二條の二、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額を、これらの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その百分の十に相当する額(当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(任期付職員等の給料の月額の特例)

第七条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下この条及び次条において「任期付職員条例」という。)第四条に規定する特定任期付職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号。以下この条及び次条において「任期付研究員条例」という。)第五条に規定する第一号任期付研究員(以下この条において「第一号任期付研究員」という。)の給料の月額は、任期付職員条例、任期付研究員条例、職員勤務時間条例第十六条第三項、公立学校職員勤務時間条例第十六条第三項、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条、職員懲戒条例第四条並びに育児休業条例第二十条、第二十一条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額(当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

一 その号給が六号給及び七号給である特定任期付職員、任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額を支給される特定任期付職員、その号給が六号給である第一号任期付研究員並びに任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額を支給される第一号任期付研究員 百分の九・五

二 その号給が五号給である特定任期付職員並びにその号給が四号給及び五号給である第一号任期付研究員 百分の八

三 その号給が四号給である特定任期付職員及びその号給が三号給である第一号任期付研究員 百分の七・五

四 その号給が三号給以下である特定任期付職員並びにその号給が一号給及び二号給である第一号任期付研究員 百分の五・九

(適用除外)

第八条 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額、教職調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、任期付職員条例第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）に規定する特殊勤務手当、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）に規定する退職手当並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料及び管理職手当の月額については、前二条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(副知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）は、廃止する。

(公立学校職員の期末手当の額の特例)

3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の副知事等の給与の特例に関する条例附則第二項又は第三項の規定の適用を受けていた職員の平成二十五年十二月に支給される期末手当の額は、職員の給与条例、平成十八年改正職員給与条例附則第八項から第十項まで及び第十二項、公立学校職員の給与条例、平成十八年改正公立学校職員給与条例附則第七項から第十項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、現業職員の給与条例、県立高等学校等の現業職員の給与条例、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条並びに育児休業条例第十八条、第十九条及び第二十三条から第二十五条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、前項の規定による廃止前の副知事等の給与の特例に関する条例の規定により平成二十五年六月に支給した給料の月額から減じた額を減じて得た額とする。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、同項に規定する職員との均衡を考慮して知事が別に定める者の給与の特例に関し必要な事項は、知事が別に定める。

三重県総合博物館条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 三重県条例第六十四号

### 三重県総合博物館条例

(設置)

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。

二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。

三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。

四 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

（休館日）

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

（開館時間等）

第四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。

2 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。

（指示）

第五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第七条の手續をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第八条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）、施設等の利用者（第九条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者

三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかった者

（観覧の手續）

第七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手續をしなければならない。

（博物館資料の閲覧等の許可）

第八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（施設等の利用の許可）

第九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（許可の条件等）

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第八条の許可を与えないことができる。

3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

（許可の取消し）

第十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条若しくは第九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用したとき。
- 三 暴力団の利益になると認められるとき。
- 四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

(観覧料)

第十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、第八条又は第九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第十四条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第十五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経歴のある者
- 四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第十六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第十七条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかった者
- 二 第六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者
- 三 第七条の手続をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者
- 四 第八条の許可を受けずに博物館資料の閲覧、撮影等を行った者
- 五 第九条の許可を受けずに施設等を利用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者

(他の条例との関係)

第十九条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(三重県立博物館条例の廃止)

2 三重県立博物館条例(昭和三十九年三重県条例第四十九号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一(第四条関係)

区 分	利用時間
基本展示室 企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで
交流活動室 こども体験展示室 実習室 資料閲覧室 三重の実物 図鑑 レクチャールーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで

別表第二(第十二条関係)

区 分	観 覧 料		
	基 本 展 示	企 画 展 示 及 び 特 別 企 画 展 示	年 間 パ ス ポ ー ト 券 に よ る 観 覧
	個 人	団 体	
小学生、中学生、高校生及び これらに準ずる者	—	—	—
大学生及びこれに準ずる者	三〇〇円	二四〇円	一、〇〇〇円
一般	五〇〇円	四〇〇円	一、六〇〇円

備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員(団体の引率者を含む)一人当たりの観覧料をいう。
- 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
- 三 年間パスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間において、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。

別表第三(第十三条関係)

区 分	使 用 料
博物館資料	一回につき、一点五、〇〇〇円以下の範囲内において知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、八九〇円
レクチャールーム	一時間につき一、六八〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
合資会社黒川印刷